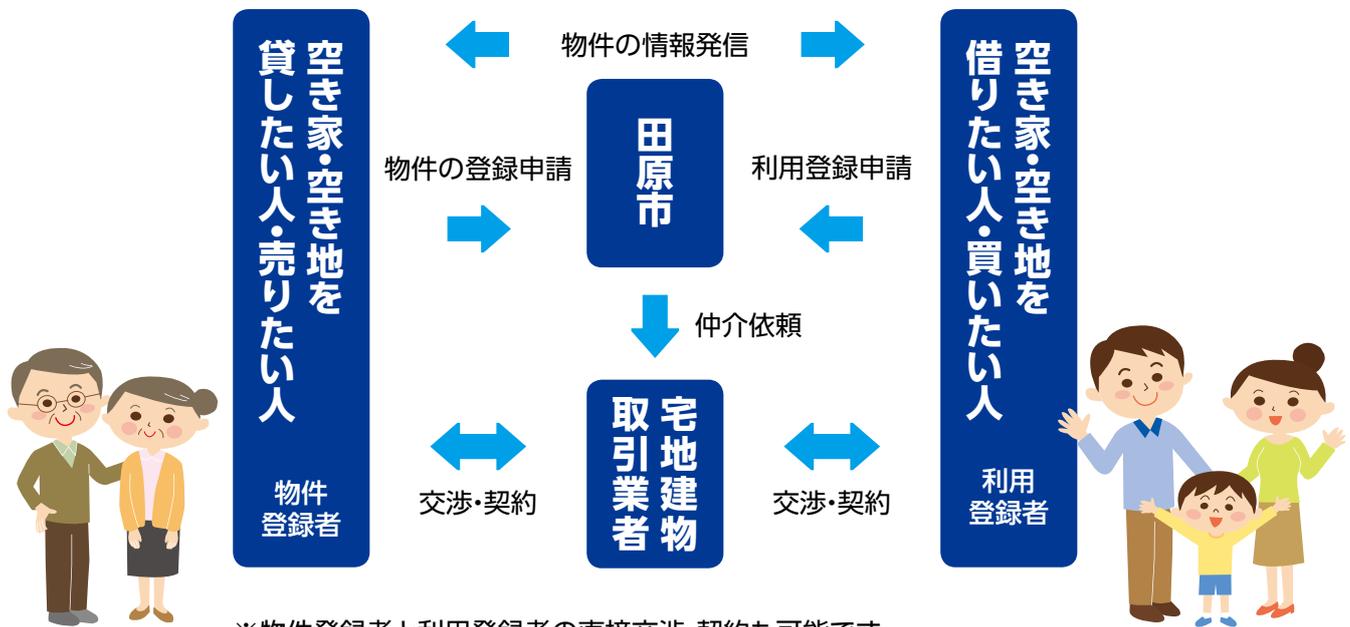


空き家・空き地バンク制度とは

ID 1000938



※物件登録者と利用登録者の直接交渉・契約も可能です。

貸したい人・売りたい人

- 市役所建築課へ連絡
- ↓
- 物件登録申し込み
- ↓
- 職員による物件調査(本人立ち合い)
物件の写真撮影、間取りの確認
- ↓
- 利用登録者へニーズにあった物件を紹介
- ↓
- 市HPなどで情報発信
物件の写真・位置図・間取り・希望価格などを市HPに掲載する。
- ↓
- 利用登録者と物件登録者の希望・要望内容の一致
- ↓
- 登録不動産業者などによる契約手続き
契約成立、物件引き渡しなど

借りたい人・買いたい人

- 市役所建築課へ連絡
- ↓
- 利用登録申し込み
- ↓
- 利用登録完了通知書の受け取り
市役所から登録者へ郵送
登録日から3年間有効
- ↓
- 利用登録者のニーズと登録物件のマッチング
- ↓
- ニーズに合う物件が登録されたら利用登録者に通知
利用登録者に物件を紹介する。
- ↓
- 利用登録者と物件登録者の希望・要望内容の一致
- ↓
- 登録不動産業者などによる契約手続き
契約成立、物件引き渡しなど

■=契約者 ■=市役所